

「がんばろう！商店街事業 -第2弾-」Q&A集 <地方公共団体向け>

最終更新日：令和4年10月11日

(カテゴリー、質問タイトルをクリックすると各カテゴリに飛びます。)

1. 総論

- ① 地方公共団体は具体的に何をすれば良いのか？

2. 「様式12 地方公共団体の支援計画書」について

- ① 「様式12 地方公共団体の支援計画書」がないと事業者は応募できないのか？
- ② 「様式12 地方公共団体の支援計画書」を事務局に提出するのは事業者か？地方公共団体か？
- ③ 「A県B市に所在するi商店街」及び「A県C市に所在するii商店街」が連携応募する場合、
「様式12 地方公共団体の支援計画書」はどの地方公共団体が作成すれば良いか？
- ④ 支援内容はどの程度のものを想定しているか？

3. 「様式6別紙2 地方公共団体の所感」について

- ① 「様式6別紙2 地方公共団体の所感」を事務局に提出するのは事業者か？地方公共団体か？
- ② 「様式6別紙2 地方公共団体の所感」は、どの地方公共団体が作成すれば良いか？

1. 総論

地方公共団体は具体的に何をすれば良いのか？

以下商店街等が取り組む事業について、ご協力をお願いいたします。

- ① 応募申請時における「様式 1 2 地方公共団体の支援計画書」の作成
- ② 支援計画書で示した支援の実施（事業への人的支援、広報支援、財政支援等）
- ③ 事業終了後における所感やコメントを記載する「様式 6 別紙 2 地方公共団体の所感」の作成

2. 「様式 1 2 地方公共団体の支援計画書」について

「様式 1 2 地方公共団体の支援計画書」がないと事業者は応募できないのか？

地方公共団体が作成する「様式 1 2 地方公共団体の支援計画書」は商店街等が申請する上での必須書類としています。未提出の場合は、応募書類不備となり不採択となります。

※支援の内容自体は審査に影響ありません。

※事業者は応募の際、電子媒体(word)でアップロードいたします。地方公共団体の皆様も、電子媒体(word)で作成・提供していただけるとスムーズです。

「様式 1 2 地方公共団体の支援計画書」を事務局に提出するのは事業者か？地方公共団体か？

地方公共団体のご担当者様は、「様式 1 2 地方公共団体の支援計画書」を事業者に電子媒体(word)でお送りいただき、事業者が WEB 申請にて事務局に提出します。

「A 県 B 市に所在する i 商店街」及び「A 県 C 市に所在する ii 商店街」が連携応募する場合、「様式 1 2 地方公共団体の支援計画書」はどの地方公共団体が作成すれば良いか？

i 商店街の支援計画書は「B 市役所又は A 県」、ii 商店街の支援計画書は「C 市役所又は A 県」が作成してください。なお、共に A 県が作成する場合は、それぞれの事業者分の「様式 1 2 地方公共団体の支援計画書」（計 2 枚）の作成が必要です。

支援内容はどの程度のことを想定しているか？

地方公共団体における支援内容は、以下を想定しています。なお、あくまで例示でありますので、地域のニーズや実情に応じた支援内容をご記載ください。

・人材やソフト面での支援

（例）企画時の事業内容に対する助言、職員や専門家の派遣 等

・広報での支援

(例) 地方公共団体の HP や SNS において、イベント等の情報発信 等

<参考>

がんばろう！商店街事業における地方公共団体の支援事例を公式サイトにて紹介しておりますので、ご参考にしてください。(URL: <https://gotoentry.meti.go.jp/jichitai/index.html> (地方公共団体向けページ))

3. 「様式 6 別紙 2 地方公共団体の所感」について

「様式 6 別紙 2 地方公共団体の所感」を事務局に提出するのは事業者か？地方公共団体か？

事業完了後、事業者が WEB 申請にて事務局に提出します。

地方公共団体のご担当者様は、「様式 6 別紙 2 地方公共団体の所感」を事業者に電子媒体(Excel)でお送りいただき、事業者が WEB にてアップロードする流れになります。

「様式 6 別紙 2 地方公共団体の所感」は、どの地方公共団体が作成すれば良いか？

本様式は、「様式 1 2 地方公共団体の支援計画書」を作成した地方公共団体が作成してください。

以上